

令和7年度青森県SNS広報支援業務 企画提案競技実施要領

1 趣旨・目的

県民に対して県政情報を効果的に伝えることを目的として、動画制作に関する県（広報広聴課）職員の知識取得とスキルアップを図るとともに、県政情報を発信するための動画を制作することとし、当該業務を運営する受託事業者を下記により選定するものである。

2 委託業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

3 委託業務の上限額

6, 357千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※当該業務に係る予算については、青森県議会 令和7年2月第321回定例会に、令和7年度当初予算案として提出しているものである。

そのため、令和7年度当初予算案が議決された場合に契約を締結することとし、承認が得られない場合は契約を締結しない。

4 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 企画提案競技の概要

（1）実施方法

企画提案を募集し、書面による審査を経た上で、最も優れた提案を行ったと認められる者を本業務の受託事業者として選考する。

（2）参加資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たしていること。

ア. 県内に事業所を有する民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合、個人事業主等であること。

イ. 本業務を企画遂行する十分な体制・能力を有していること。

ウ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、県における一般競争入札に参加できない者でないこと。

エ. 県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。

オ. 県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

カ. 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。

キ. 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

(3) 企画提案競技への参加表明

参加を希望する者は、以下の書類を指定の期日までに提出すること。

ア. 提出書類

企画提案競技参加表明書（様式1）

イ. 提出期限

令和7年3月13日（木）17時まで【厳守】

ウ. 提出方法

持参又は郵送、メールにより提出すること。

エ. 提出先

下記「11 書類の提出及び問い合わせ先」に同じ。

(4) 企画提案競技の応募書類及び提出方法等

ア. 提出書類及び提出部数（任意様式）

①企画提案書（A4判） 提出部数：6部〔正本：1部、副本：5部〕

②概算見積書（A4判） 提出部数：6部〔正本：1部、副本：5部〕

イ. 提出期限

令和7年3月21日（金）17時まで【厳守】

ウ. 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

エ. 提出先

下記「11 書類の提出及び問い合わせ先」に同じ。

オ. 留意事項

- ・提出後の書類の差替及び再提出は認めないものとする。
- ・提出された書類は返却しないものとする。
- ・虚偽の記載をした提案書等は無効とする。
- ・提出された書類は、原則として青森県情報公開条例に基づく請求等の対象文書となること。
- ・提案書の作成及び提出など企画提案競技の開催に要する一切の費用は、全て提案者の負担とする。

6 企画提案書の記載項目

(1) 企画案

広報広聴課が運営する YouTube チャンネル「青森県知事の新時代ちゃんねる A-Tube」に投稿する動画の企画案を2つ以上提示すること。

なお、テーマとする県政情報については、青森県庁HP等を参考に任意の県事業を選定すること。

(2) 業務実施体制

本業務に係る担当者の配置及び連携事業者を含めた実施体制について記載すること。タイムリーな情報発信を行うため、短期間での制作を依頼する場合があるこ

とから、それに対応できる実施体制を整備すること。

(3) これまでの実績

過去3年間に受託した類似事業の実績（官民間わない）について記載すること。

7 審査・選考

(1) 審査・選考方法

企画提案書及び概算見積書について、書面による審査を実施し、最優秀提案者を選考する。なお、参加者が1者のみの場合であっても、受託候補者の適格性を判断するため審査を行う。

(2) 選考基準

ア. 提案内容の実現性、的確性、汎用性

- ・県民に対して県政情報を分かりやすく伝えることができるような動画の内容となっているか。

イ. 実施体制

- ・事業を確実に効果的に実施できる体制が整っているか。

ウ. 同種又は類似の業務実績

- ・過去3年間の間に、類似の業務を円滑かつ効果的に実施しているか。

エ. 経費の妥当性

- ・経費の積算は適切か。

(3) 審査結果

採否に関わらず全ての企画提案競技参加者に書面で通知する。

8 委託契約の締結

(1) 契約手続

審査員の採点の結果を踏まえて採用業者を決定し、その者と契約の手続きを行う。

(2) 著作権等の帰属

本業務により制作された資料等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利含む）、所有権等は、委託事業の完了検査合格後に受注者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は県に帰属する。

9 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

企画提案競技に関する質問は、「質問票」（様式2）に記入の上、メールにより下記「11 書類の提出及び問い合わせ先」に提出すること。原則、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けないものとする。

(2) 受付期限

令和7年3月7日（金）17時まで【厳守】

(3) 回答方法

令和7年3月11日(火)までに全ての質問への回答をとりまとめ、青森県庁ホームページに掲載するとともに、質問票を提出した全ての者に対して電子メールにて回答する。(受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること。)

10 業務開始までのスケジュール(予定)

令和7年3月 3日(月)	募集開始
3月 7日(金)	質問票(様式2)提出期限 (質問への回答は3月11日(火)までに行う)
3月13日(木)	企画提案競技参加表明書(様式1)提出期限
3月21日(金)	企画提案書、概算見積書 提出期限
3月24～26日	審査、審査結果の通知
4月上旬	委託契約締結

11 書類の提出及び問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県総務部広報広聴課 広報グループ 担当:川村

TEL: 017-734-9137(直通) FAX: 017-734-8031

E-mail: koho@pref.aomori.lg.jp